

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検に関するチェックリスト

県担当者による立入検査の際等に確認します。  
必要事項を記入の上、常備しておいてください。

施設名称：	年 月 日設置	特記事項
-------	---------	------

A: 新設施設(平成24年6月1日以後に設置)に適用される基準 B: 既設施設(平成24年6月1日より前に設置)でA基準に適合しないものに適用される基準 C: 既設施設に平成24年6月1日から3年間に限り適用される基準

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法					
	基準	区分	内 容	該当区分	項 目	頻度	管理要領等での規定		
							頻度	時期	
床面及び周囲	A	1	イ 床面は、コンクリート等の不透水性材料による構造であり、必要な場合は、耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆されていること ロ 防液堤等が設置されていること		①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上			
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度			
		3	床の下の構造が床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの		床の下への漏えいの有無	1月1回以上			
	B	1	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること		①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上		
		2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合		①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1月1回以上		
					a. ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無 b. (床面及び周囲がB基準に適合する場合) ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えい等の有無 * 目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合	①1年1回以上 ②1年1回以上 ①1年1回以上 ②1月1回以上 * 方法に応じた頻度			
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)									
	A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)		①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	①1年1回以上			
		2	漏えいを目視で容易に確認できるよう床面から離して設置されていること		②配管等からの漏えいの有無	②1年1回以上			
B	1	漏えいを目視で確認できるように設置されていること		①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①6月1回以上 ②6月1回以上				
配管等 (地上配管)	A	1	(配管等をトレンチ内に設置している場合) イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透水性材料によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆されていること		①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上 ③1年1回以上			
		2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)		a. 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合	1年1回以上 * 3年1回以上			
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度			
	B	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)		**配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	**配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上行う場合にあっては、3年1回以上			
		2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)		b. (配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 配管等からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度			
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度			
配管等 (地下配管)	A	1	イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透水性材料によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆されていること		①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上			
		2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)		a. 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合	1年1回以上 * 3年1回以上			
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度			
B	1	イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透水性材料によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆されていること		①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上				
	2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)		**配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	**配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上行う場合にあっては、3年1回以上				
	3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度				

	B	2	配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること		配管等からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上		
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		
排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること		排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無  * 排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上 * 地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上行う場合にあっては3年1回以上		
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		
	B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること		①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無  ②排水溝等からの地下への浸透の有無	①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上		
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		
地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること		a. 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合  **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 **貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上行う場合にあっては、3年1回以上		
					b. (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 貯蔵施設からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度		
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		
	B	1	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること		貯蔵施設からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上		
		2	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設の内部にコーティングが行われていること		貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無	1年1回以上		
		3	2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		* 上記以外の同等以上の方法による場合	* 方法に応じた頻度		
		4	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度		
	有害物質使用特定施設等に係る使用の方法	A・B共通	1	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること ニ イ～ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること		管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上	

注1) A,B,C各基準内の1,2,3,4いずれかの区分を満たすこと(ただしC基準は平成27年5月末日までに限る)。  
注2) 内容、項目欄のイロハニ、①②③はすべて満足することが必要。また、abはいずれかを満足すればよい。